

国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|--|------------------------------|
| <p>本則 (審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(5) (略) (6) 規程第2条に規定する<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報に関する<u>こと</u>のうち重要なもの。 (7) (略)</p> | <p>本則 (審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1)～(5) (略) (6) 規程第2条に規定する<u>行政機関等匿名</u>加工情報に関する<u>こと</u>のうち重要なもの。 (7) (略)</p> | <p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正</p> |

附 則 (令和4年11月7日細則第22号)

この細則は、令和4年11月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。